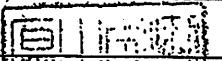
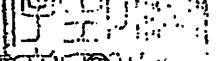


(教示)

1. この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- （注）この処分を行った者が行政執行法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する行政執行法人及びその長となります。

1 処分者		
官職 厚生労働大臣 		
氏名 加藤 勝信 		
2 被処分者		
所属部課 大臣官房付	氏名（ふりがな） 勝田 智明（かつだ ともあき）	
官職 厚生労働事務官	級及び号俸 	
3 処分の内容		
処分発令日 平成30年4月11日	処分効力発生日 平成30年4月11日	処分説明書交付日 平成30年4月11日
根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号、 第2号及び第3号	処分の種類及び程度 減給3月（俸給の月額の10分の1）	
国家公務員倫理法第26 条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条に よる承認の日 年 月 日
処分の理由		
<p>あなたは、東京労働局長（労働基準監督官）として、定例記者会見という公の場において、労働基準監督官としての監督指導の権限を盾に、報道機関を牽制したと受け取られる発言やその他不適切な発言があった。</p> <p>かかる行為は、監督行政に対し、国民からの信頼を著しく損ねるとともに、国民全体の奉仕者として相応しくない行為であり、国家公務員法第99条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為である。</p> <p>よって、国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、懲戒処分として、3月間俸給の月額の10分の1を減給する。</p>		